

別表 1

区 分	事 業 名	事 業 内 容	事 業 主 体	補助率	採 択 基 準
水産強化支援事業	水産業強化対策整備交付金事業	水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱の運用について（別記 7）第 3 経営構造改善目標 2 漁業共同利用施設の整備関係 （1）メニューの内容に掲げる対象施設	市町村・漁協等	水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱の運用について（別記 7）第 3 経営構造改善目標 2 漁業共同利用施設の整備関係 （1）メニューの内容に掲げる交付率	水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱別表 1 の V 水産業強化対策整備交付金に掲げる採択基準
農林水産業共同利用施設災害復旧事業	農林水産業共同利用施設災害復旧事業	一般災害	〃	2／10	1 箇所あたりの工事費 40 万円以上 耐用年数×1.4 倍を経過していない施設
		激甚災害（告示地域）	〃	40 万円までの部分 4／10 40 万円を超える部分 9／10	1 箇所あたりの工事費 13 万円以上 耐用年数×1.4 倍を経過していない施設
		激甚災害（その他の地域）	〃	40 万円までの部分 3／10 40 万円を超える部分 5／10	1 箇所あたりの工事費 40 万円以上 耐用年数×1.4 倍を経過していない施設

水産業競争力強化 緊急事業	水産業競争力強化 緊急施設整備事業	水産関係地方公共団体交 付金等交付等要綱の運用 について（別記８）の別表 に記載の対象施設	市町村・水産 業協同組合・ 水産業の発展 を目的とする 団体又は法人	1/2 以内 （防災対策関 係施設につい ては、南海ト ラフ地震に係 る地震防災対 策の推進に関 する特別措置 法（平成 14 年 法律第 92 号） 第 13 条に定め る津波避難対 策緊急事業計 画に基づき実 施する事業に より整備され る施設につい ては 2/3)	水産関係地方公共団 体交付金等交付等要 綱別表 1 のⅦ水産業 競争力強化緊急施設 整備事業に掲げる採 択基準
水産多面的機能発 揮対策交付金	水産多面的機能発 揮対策協議会等運 営事業	市町村が行う事業に 要する経費の全部又 は一部	市町村	定額	
特認事業	その他知事が特に 認める事業		〃	上記の補助 率に準じる	
農山漁村地域整備 交付金	海岸保全施設整備 事業	市町村が行う漁港区 域に係る海岸保全施 設整備（高潮対策、 侵食対策、海岸耐震 対策）、津波・高潮危 機管理対策、海岸環 境整備に関する事業	市町村	1/2 以内	農山漁村地域整備 交付金実施要領別 紙 11（海岸保全施 設整備事業に係る 運用）による
水産業成長産業化 事業	養殖業新規参入補 助事業（資機材導 入費補助）	水産業成長産業化事 業実施要領第 2 の 5 別表の経費	漁業者、漁 協・漁連又 は養殖業を 実施しよう とする法人	1/2 以内 （上限 250 万円）	水産業成長産業化 事業実施要領第 2 の 6 に掲げる要件
	養殖業新規参入補 助事業（調査・研 究費補助）	〃	〃	1/2 以内 （上限 50 万 円）	〃
海業取組促進事業	海業取組促進事業	水産関係地方公共団 体交付金等交付等要 綱の運用について第 2 の 10 に関する事業	市町村・漁 協等	定額	水産関係地方公共団 体交付金等交付等要 綱別表 1 のⅫ海業取 組促進事業に掲げる

					採択基準
--	--	--	--	--	------

別表 2

区 分	事 業 名	重 要 な 変 更	
		経費の配分の変更	事 業 内 容 の 変 更
水産業強化支援事業	水産業強化対策整備交付金事業	事業費の増額変更	1.事業の中止又は廃止 2.国庫事業に係る成果目標の新設、変更及び廃止 3.事業実施主体の変更 4.附帯事業費の新設又は廃止
農林水産業共同利用施設 災害復旧事業			1.工種の変更に伴うもの 2.施行箇所の変更に伴うもの 3.農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更に伴うもの 4.その他農林水産大臣が別に定める変更に伴うもの
水産業競争力強化緊急事業	水産業競争力強化緊急施設整備事業	事業費の3割を超える変更又は国費の増額を伴う変更	1.事業の中止又は廃止 2.管理主体の変更 3.施行箇所及び設置場所の変更 4.施設等の新設又は廃止
水産多面的機能発揮対策交付金	水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業		
特認事業	その他知事が特に認める事業に要する経費		

農山漁村地域整備交付金	海岸保全施設整備事業	漁港区域に係る海岸整備事業費補助金交付要綱第7に掲げる軽微な変更以外の変更を言う	漁港区域に係る海岸整備事業費補助金交付要綱第7に掲げる軽微な変更以外の変更を言う
水産業成長産業化事業	養殖業新規参入補助事業		事業の中止又は廃止
海業取組促進事業	海業取組促進事業	国費の増額を伴う変更	1.事業の中止又は廃止 2.事業実施主体の変更

別表 3

処 分 制 限 財 産 の 名 称 等			処 分 制 限
施 設 設 備 等 名	財 産 名	構 造 規 格 等	期 間 (年)
導流施設設備	護岸	鋼製	25
漁場造成施設設備	消波堤	鉄筋コンクリート造	41
のり漁場造成施設設備	防波潜堤	ブロック造	30
わかめ人工採苗施設設備	パイル保全施設	鋼製	25
	建物	鉄筋コンクリート造	38
		ブロック造	34
		金属造	
		骨格材の肉厚が 4 mmを超えるもの	31
		木造	15
		木骨モルタル造	14
のり・人工採苗設備	水中カメラ		5
	採泥器		5
	潜水器		3
保護水面管理施設設備	監視室	木造	15
		モルタル造	14
		簡易木造	7
	作業所	ブロック造	34
水産種苗供給施設設備		金属造	
		骨格材の肉厚が 4 mmを超えるもの	31
		骨格材の肉厚が 3 mmを超え 4 mm以下のもの	24
		木造	15
	餌料保管冷蔵施設	鉄筋コンクリート造	24
		ブロック造	22
	飼育池	鉄筋コンクリート造	30

		コンクリート造	15
		網囲い式	5
		木製生けす	5
		網仕切（金網）	5
		網仕切（漁網）	5
		小割網	5
	種苗センター	木造	15
	貯水タンク	鋼板製	15
	燃油貯蔵タンク	鋼鉄製のもの	15
	動力ポンプ		8

処 分 制 限 財 産 の 名 称 等			処 分 制 限
施 設 設 備 等 名	財 産 名	構 造 規 格 等	期 間（年）
ふ化養殖用施設設備	ボイラー		8
	コンプレッサー		8
	発電機		8
	ウインチ		7
	フォークリフト		4
	発電機		8
	飼育場	コンクリート造	15
		木造	7
漁具倉庫施設		鉄筋コンクリート造	38
		金属造	
		骨格材の肉厚が 4 mmを超えるもの	31
		骨格材の肉厚が 3 mmを超え 4 mm以下のもの	24
		骨格材の肉厚が 3 mm以下のもの	17
		木造	15
荷さばき施設	建物	木骨モルタル造	14
		鉄筋コンクリート造	38
		金属造	
		骨格材の肉厚が 4 mmを超えるもの	31
		骨格材の肉厚が 3 mmを超え 4 mm以下のもの	25
		骨格材の肉厚が 3 mm以下のもの	19

水産物産地流通加工	建物	木造	17
		木造モルタル造	15
		金属造	
		骨格材の肉厚が 4 mmを超えるもの	31
		鉄筋コンクリート造	30
冷蔵庫施設設備	汚水処理施設 海水浄化施設 水揚機械 駐車場 冷蔵倉庫 機械設備	金属造	14
			10
		アスファルト敷	10
		鉄筋コンクリート造	24
			12

処 分 制 限 財 産 の 名 称 等			処 分 制 限
施 設 設 備 等 名	財 産 名	構 造 規 格 等	期 間 (年)
魚かす製造施設設備	建物	金属造	
		骨格材の肉厚が 4 mmを超えるもの	31
		骨格材の肉厚が 3 mmを超え 4 mm以下のもの	24
		骨格材の肉厚が 3 mm以下のもの	17
		金属造	
魚体処理施設設備	作業所	骨格材の肉厚が 3 mmを超え 4 mm以下もの	24
		金属造	
		骨格材の肉厚が 3 mmを超え 4 mm以下もの	24
		機械設備	8
		建物	
出荷調整施設設備	機械設備	金属造	
		骨格材の肉厚が 4 mmを超えるもの	31
		骨格材の肉厚が 3 mmを超え 4 mm以下のもの	24
		骨格材の肉厚が 3 mm以下のもの	17
		8	
沿岸漁民研修施設設備	蓄養池	コンクリート造	15
		研修所	
		鉄筋コンクリート造	50
		ブロック造	41
		木造	24
稚魚飼育用設備	揚水ポンプ 斜流ポンプ 動力チョッパー		8
			8
			8
陸上種苗生産施設設備	餌料培養棟	鉄筋コンクリート造	

	淡水貯水そう	コンクリート造	38
	海水貯水そう	コンクリート造	20
	稚魚池上屋	金属造	
		骨格材の肉厚が 3 mm以下のもの	19
	餌料培養池上屋	金属造	
		骨格材の肉厚が 3 mm以下のもの	19
	餌料培養池	コンクリート造	15
	稚魚池	コンクリート造	15
	親魚池	コンクリート造	15

処 分 制 限 財 産 の 名 称 等			処 分 制 限
施 設 設 備 等 名	財 産 名	構 造 規 格 等	期 間 (年)
陸上管理運営施設設備	海水ろ過装置		7
	餌料培養タンク		3
	管理棟	鉄筋コンクリート造	50
	作業棟	鉄筋コンクリート造	38
	機械棟	鉄筋コンクリート造	38
	車庫	鉄筋コンクリート造	38
	冷蔵倉庫	鉄筋コンクリート造	24
海上種苗生産施設設備	倉庫	金属造	
		骨格材の肉厚が 3 mm以下のもの	17
	生けす	網囲い式	5
その他附帯施設設備	海上いかだ	鋼製	5
	発電設備室	鉄筋コンクリート造	38
	ポンプ室・ボイラー室	金属造	
		骨格材の肉厚が 3 mmを超え 4 mm以下のもの	25
	発電設備		15
	変電設備		15
	配電設備		15
	海水取水設備	鋼管	15
	海水排水路	コンクリート造	15
	門扉囲障		15
	送気設備		15

種苗供給等施設設備	ポンプ設備		15
	ボイラー設備		15
	井戸		10
	浮消波堤	FRP 製	10
	管理事務所	ブロック造	41
	研修所	金属造	
		骨格材の肉厚が 4 mmを超えるもの	38
		骨格材の肉厚が 3 mmを超え 4 mm以下のもの	30
		骨格材の肉厚が 3 mm以下のもの	22
		木造	24
		木骨モルタル造	22

処 分 制 限 財 産 の 名 称 等			処 分 制 限
施 設 設 備 等 名	財 産 名	構 造 規 格 等	期 間 (年)
鮮活魚運搬設備	作業室	ブロック造	34
	研修所	金属造	
	倉庫	骨格材の肉厚が 4 mmを超えるもの	31
	ふ化室	骨格材の肉厚が 3 mmを超え 4 mm以下のもの	24
	機械室	骨格材の肉厚が 3 mm以下のもの	17
		木造	15
		木骨モルタル造	14
	養魚池上屋	金属造	
		骨格材の肉厚が 3 mm以下のもの	19
	養魚池	コンクリート造	15
	注排水路	コンクリート造	15
		木造	7
	取集水設備	コンクリート造	15
		木造	7
	原動機		8
	調じ機		8
	揚水ポンプ		8
	活魚輸送船	木造無動力船	8
		木造動力船	6
	冷蔵自動車		4
	貨物自動車	総排気量 0.5ℓ以下のもの	3

漁業近代化施設設備 集約養魚施設 産卵場造成施設設備 繁殖場造成施設設備 区画養殖施設設備 加工施設設備	通信施設		9
	漁業指導取締船	木造動力船	6
	魚群探知機		5
	船外機		5
	生けす施設	主たる構造が竹製のもの	5
		その他のもの	5
	産卵床	コンクリート造	15
	動力耕うん機		7
	繁殖場	ブロック造	15
	養殖池	木造	7
	建物	木造	17
		木造モルタル造	15
	加工機械		8
処 分 制 限 財 産 の 名 称 等			処 分 制 限
施 設 設 備 等 名	財 産 名	構 造 規 格 等	期 間（年）
その他	一件あたりの取得の金額 が 5 万円以上のもの	減価償却資産の耐用年数等に関する省 令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の例に よる。	

別表 4

暴力団排除照会を省略できる「特定の公共団体など」	
1	独立行政法人
2	国立大学法人
3	特殊法人（特殊会社）
4	地方独立行政法人
5	公立大学法人
6	公益社団／財団法人
7	認定／特例認定 特定非営利活動法人